

氏 名	その 園 や 屋 むね 心 かず 和
-----	---

(論文内容の要旨)

本論文は、フランスのヨーロッパ支配の影響下に置かれたドイツ地域、すなわち、ライン左岸地域およびライン連盟地域を、「近代化」、ナショナリズム、世論という3つの観点から考察する。本論は、全2部4章で構成され、第1部で、ライン連盟地域を、第2部でライン左岸地域を取り扱う。考察時期は、それぞれ、ライン連盟が結成された1806年、および第2次ライン占領が始まった1794年から、ナポレオン体制が崩壊する1813/14年までとする。

まず、第1部第1章では、ライン連盟に所属した西南ドイツ諸国(バイエルン、バーデン、ヴュルテンベルク)の改革に対する影響という観点から、ヴェストファーレン王国の「モデル国家」としての意義を論じる。ナポレオンのドイツ支配政策の一環として設立されたモデル国家の役割は、ライン連盟諸国に対して、フランス的諸制度の優位を示し、これらを受容させることにあった。にもかかわらず、先行研究の多くは、モデル国家の意義を通時的に論じており、共時的な観点にはさほど注意を払っていない。これは、モデル国家が、ナポレオンの覇権主義政策によって大きな制約を課せられ、結局は、改革の実を示せなかったという考え方に由来する。モデル国家の対外的な影響を認める場合でも、漠然と「模範」という言い方がなされるだけのことが多い。また、西南ドイツ諸国の改革は、ライン連盟の成立する1806年以前から始まっており、近年の研究では、その分、フランスからの影響力が差し引かれている。しかし、連盟諸国の改革を比較史的な観点から概観したゼヴェリーン-バルブティは、一方では、このような改革の連続性を重視するが、他方では、1806年以降の改革に「新しい質」が見られることを指摘している。もしそうであるならば、この「新しい質」の発生において、モデル国家が何らかの役割をはたしていると言えないだろうか。ましてや、ゼヴェリーン-バルブティは、改革の進行における、連盟各国の相互関係性、つまり、横のつながりに着目する必要性を示唆しているのだからなおさらである。本論は、このような立場から、まず、近代国家の理

念や原則を提示したヴェストファーレン憲法が、西南ドイツ諸国が国制改革を進める上での無視すべからざる規範となったこと、そして、この規範への適合が、身分制国家から近代国家への移行、すなわち、「国制の変革」を最終的に可能にしたということを明らかにしようとした（第1節）。

本論文は、この「国制の変革」に「近代化」の本質を見るが、この事実は、18世紀の改革との連続性を重視する、いわゆる「連続説」によって相対化されるものではない。にもかかわらず、近代国家の理念と原則は、その全てが容易に実現したわけではなく、改革の実践において様々な困難に直面する。本章では、ヴェストファーレン王国における「封建制」廃絶立法、とりわけ土地の自由処分の問題を例にして、そのことを明らかにした。次いで、この試みは、確かに十分な成果を挙げることができなかつたが、西南ドイツ諸国に改革の実験例を提供し、そのことを通じて、西南ドイツ諸国が改革を既定の現実に適合させたということを示した（第2節）。したがって、モデル国家ヴェストファーレンは、正負両面で、西南ドイツ諸国が改革の進路を定める上で最も重要な参照枠となったとすることができる。これらの国が、同じ方向に沿って改革を進め、ある程度の制度的同質性を達成し、また、1815年以降、憲法の実現に至ったのは、決して置かれた状況の類似性だけによるものではない。その裏では、「モデル国家」が求心的な役割を果たしたのである。

第1部第2章では、ライン連盟という機構それ自体を、ドイツの国民的一体性という観点から考察する。一般に、ライン連盟規約による国家主権の保障は、個別領邦の独立を重視する「分邦主義」を助長したと考えられている。これは、一面では真実だが、他方では、神聖ローマ帝国崩壊後、ドイツの「統一」の回復を図ろうとする動きも存在した。そして、このような国民的一体性を追求する議論は、帝国愛国主義の支持者が多かった、「第三のドイツ」（西南ドイツ地域）から現れる。したがって、ライン連盟を旧帝国（神聖ローマ帝国）の延長と捉える議論が、当時も現在も見られるのは、理由のないことではない。しかし、本論で行ったように、1806年から1808年の間に作成された、複数のライン連盟基本法の草案を比較すれば、近代主権国家の連合が、帝国国制が廃棄されたところにしか成り立たないことは明

らかである（第1節）。

したがって、ライン連盟を、シュミットのように、「近代化された帝国」、つまり、旧帝国の延長と見るのは適切ではなく、シュックが指摘する通り、帝国と連盟の間に「断絶」を見た少数の人間のみが、新しい国民的国制の構想を生み出しえたと言える。そのよう例に属するのが、ヴュルテンベルクの牧師パールとヴュルツブルク大学教授のベアであった。本論は、シュックの見解を踏まえた上で、パールとベアの国制構想が、ライン連盟がナポレオン大陸体制に属したという事実によって、決定的に規定されていることを明らかにした。すなわち、両人は、大陸諸国ならびにライン連盟諸国を制度的に同質化しようとするフランス側のねらいを十分に認識しつつ、この制度的同質性を国民的な一体性の基礎にしようと考えたのである。また、このような国制構想の背後にある、両者のナショナリズムは、一方では、シュックが指摘するように、理性的なものであったが、他方では、民族と国家の一致を必然化する非理性的な要素を含んでいた（第2節）。

パールとベアの構想は、あくまで机上のものにとどまったが、国民的一体性の理念は、現実の政治にも一定の作用を及ぼしている。このことは、ナポレオン法典の受容を議論したギーセン会議と、その参加国である、ナッサウ、フランクフルト、ヘッセン・ダルムシュタットの動向、そして、とりわけ、会議の提唱者であるアルメンディングンの思考と行動の分析を通じて、明らかにされる。この点に着目した先行研究は、フェーレンバッハのみだが、その所説に対しては、シューバートの反論が存在している。したがって、本論文は、両者の見解を批判的に検討の上、アルメンディングンが、ナポレオン法典の受容を共通テーマにして、連盟諸国間(差し当たり、西南ドイツに限られるが)の関係強化を図ろうとしたこと、そして、その背後に、パールやベア同様、国民的一体性の理念が働いていたことを示した(第3節)。以上から、国民的一体性の追求とナショナリズムの問題にも、フランスの大陸支配が大きく関与していることが理解される。但し、これは、フランス支配のくびきが「民族の目覚め」をもたらしたとする通説的な見方とは、決して同じものではない。

第2部では、ライン右岸からライン左岸地域に目を転じ、同地域におけるフランス支配を世論という観点から考察する。モリトアを除く先行研究の多くは、この地域の住民世論の実態に関心を寄せるものの、世論を知り、語ることの意味には、さほど注意を払っていない。だが、近年の研究が示すとおり、世論は、18世紀後半のフランスでその政治的重要性を増し、フランス革命においても極めて重要な位置を占めている。他方、ドイツでは、フランス革命以降、この言葉が、知識人たちの注目を集めることになった。いずれにせよ、世論が、フランスのライン支配においても重要な位置を占めているのは、以上のような歴史的背景による。

ところで、フランス支配における世論を問題にする場合、少なくとも、次の2つのことを念頭に入れておかねばならない。すなわち、第一に、「人民の意思」の表れである世論は、占領や支配に正当性を付与するものと見なされたこと、第二に、世論は、行政措置の実施や治安維持のために不可欠な情報であったことである。したがって、第2部では、この世論の機能的側面の分析を一方の課題とし、他方で、住民世論の実態にも迫っていくことになる。

以上を踏まえた上で、まず、第2部第1章では、第2次ライン占領期(1794-97年)の世論を問題にする。モリトアを含め、先行研究は、1797年以降の世論の動向に着目する一方で、それ以前の時期を等閑に付している。その理由は、モリトアが説明するように、軍事占領は、基本的に力の問題であって世論とは関係なく、フランスによるライン併合の動きが本格化する1797年以後初めて、ライン住民の政治的信用を確保する必要が生じたからである。つまり、フランスは、併合を進める上で、世論の支持がその助けとなると判断した。しかし、世論は、1797年以前の時期においても、占領者たるフランス人にとって何の意味も持たなかったというわけではない。本論文は、そのことを明らかにする上で、まず、占領当初、フランス側が、ライン地域の世論をどのように語ったのか、そして、それがどのような意味を持ったのかを検討した(第1節)。

次いで、フランス占領行政が、中央政府にライン併合を求める上で、「人民の意思」を修辞として利用した仕方が、1797年のシスレナン運動におけるライン共和派

(ライン地域の革命支持者)の世論動員においても模倣されていることを確認した。この運動は、ライン独立共和国の設立、ないし、ライン併合を推進するものであったが、ライン共和派は、この目的のために、「人民の意思」の表明を地域住民に求めることになる。そこでは、ライン共和派が、一方では、政治的意思としての世論(=人民の意思)の理念に共鳴しつつも、他方では、支配的世論の創出によって、迷っている住民に、運動への賛同を意味する署名を強い、また、フランス側に、併合の実現に向けての迅速な行動を促そうとしたことが明らかにされる(第2節)。

最後に、同章では、このような共和派の動きに対する、守旧派市民の反発を検討した。守旧派は、政治的な意思決定を下すのは、あくまで、身分的国制に基づく代表機関(帝国議会や市参事会)であるとの立場を取り、一般住民の世論をこれと明確に区別した。彼らの考えに従うなら、領土の帰属を決定するのは、人民の意思ではなく、神聖ローマ帝国を代表する帝国議会とフランスとの交渉であり、元来、これと関係のない彼らが、政治的意思を表明することは控えねばならなかった。しかし、ライン共和派が、一般住民を欺き、「人民の意思」を騙っているとみた守旧派は、「真の世論」を表明するのを感じたのであった(第3節)。ところで、18世紀の公共圏を論じる研究の多くは、公共圏(あるいは世論)の批判的機能(=政治・権力批判)に関心を寄せるが、以上からわかるとおり、本論文は、むしろ、その操作的機能(=世論操作)に着目することになる。

次に、第2部第2章では、ナポレオン体制期のライン地域の世論を分析する。ライン左岸地域は、1801年のリュネヴィル条約によって、フランス領に編入され、4つの県に区分されたが、本論文が主に扱うのは、そのうちの1つであるロエール県である。モリトアによれば、この編入の後、住民の政治的信用の重要度は相対的に減少し、世論は、県知事が特定の措置に対する障害を表現したり、あるいは、自分の仕事や県の内情を美化したり、逆に、これらに関して弁明したりするためのステレオタイプに堕した。また、オズーフによれば、世論という概念は、公共秩序の維持を優先したナポレオンによって放棄されたとされる。しかし、ナポレオン国家における世論の重要性は、これらの研究が見積もっているよりも高いというのが

本論文の立場である。例えば、ナポレオン体制が、人民投票によって、「下からの信任」を獲得しようとしたことはよく知られている。これ以外にも、ナポレオンの祝祭（国家的祝祭）のようなプロパガンダが、この「下からの信任」を得るために利用された。したがって、この「信任」の獲得には、軽視できない意味があるはずである。そして、先に述べた、世論の第二の機能、すなわち、情報としての世論の重要性は、以前の時期よりも増している。こうした点を踏まえた上で、同章では、まず、ナポレオン国家が、どのようにして世論に関する情報を収集し、それをどのように利用したかを明らかにする（第1節）。

次に、そこで得られた考察結果を前提にして、ナポレオン体制下でのライン住民の態度や行動を分析する。その際、2つの課題に取り組む。第1の課題は、フランス側の（広義の）文化政策に対し、ライン住民がどのように反応したかを知ることである。具体的には、フランスによる、聖ナポレオン祭をはじめとするナポレオンの祝祭の実施と、巡礼や行列といった旧来の宗教的慣習への統制を題材とする（第2節）。

第2の課題は、ライン住民の意識を解明することである。すなわち、先行研究がこれまで問題にしてきた、ドイツ・ナショナリズム、親オーストリア感情や旧体制への愛着、地域アイデンティティや宗派への所属といった事柄は、新しい支配関係の下に置かれたライン住民が、自らの態度や行動を決める上で、どの程度の重要性を持っていたのだろうか。具体的には、ナポレオンのライン訪問(1804、1811年)、オーストリアがフランスに戦いを挑んだ1809年、ナポレオン体制末期の1813/14年における世論の動向を手がかりにして、考察を進める（第3節）。とりわけ、1809年と1813/14年は、ナポレオン体制にとっては危機的な時期ただけに、住民の行動を知る上で重要な試金石となるはずである。ロウが指摘するとおり、ライン住民の反応は、地域や社会層によって異なり、これを一般化することには危険が伴う。しかし、ロウのように、ライン住民は、個々の利害に基づいて、フランス支配を、選択的に拒否したり、受け入れたりしたのであって、そこでは、イデオロギー的な背景は何の役割も演じていないと断言することは適切とはいえない。

以上、4つの章にわたる考察の後、結論部では、そこから本論文で得られた成果を、「近代化」、ナショナリズム、世論の3つの項目に即して整理しつつ、フランス支配の意義に関する論者の見方を示した。

氏 名	その 園 や 屋 むね 心 かず 和
-----	---

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、フランス革命期からナポレオン体制期にかけてフランスの支配下におかれたドイツ西部地域(ライン左岸地域およびライン連盟諸国)で生じた政治的・社会的変化を、「近代化」、ナショナリズム、世論という3つの角度から考察したものである。本論文でいう「近代化」とは、近世の身分制的な秩序にもとづく国家から、同質的な国民の存在を前提とする立憲国家への転換を意味する。本論文の特徴のひとつは、この「近代化」の指標として、国家の制度や組織の変革だけでなく、これを支える文化やイデオロギーの変化にも注意を向けている点にある。フランスの支配のもとで、民族と国家の関係をめぐる認識はどのように変化したのか。また、現地の住民は、ナポレオン体制をどのように「信任」し、フランスが導入する文化政策にどのように反応したのか。これらの問いに答えるために、本論文は、国制の変革とならんで、ナショナリズムと世論を分析の対象として設定する。

西南ドイツ地域における改革の特質を探る第1部において論者がとくに注目するのは、「モデル国家」としてのヴェストファーレン王国の役割である。西南ドイツ諸国は、ヴェストファーレン憲法に示された近代的な立憲国家の理念を規範として採用する一方、「封建制」廃絶についてもヴェストファーレン王国が直面した問題点を参照しながらより現実的な対処法を模索した。論者がここで強調するのは、「モデル国家」が求心的な役割を果たすことによって広域的な横のつながりが生まれ、個々の領邦の境界を越えて「近代化」をめざす改革が進んだという点である。論者はまた、西南ドイツ地域を中心として形成されるライン連盟が、旧帝国の延長ではなく、近世的な帝国国制の廃棄を前提とする近代主権国家の連合体であることを、同時代の議論の分析によってあきらかにした。ライン地域では、ドイツ側から民族と国家の一致を説く著述家が現れるが、このようなナショナリズムの主張もまた、近代国家における国民的同質性を前提とするものであったと論者は指摘する。ナポレオンの大陸支配がヨーロッパの諸地域に及ぼした影響をめぐっては、これまで比

較史的な観点から研究が積み重ねられてきたが、近年の研究においては、フランス型モデルの受容については地域ごとの差異が指摘される一方、現地社会の構造については近世的な秩序からの連続性が強調される傾向がある。これに対して本論文は、フランスの影響のもとに広域的に同一の方向性をもつ改革が進んだことを指摘すると同時に、国制においても、社会意識においても、近世的な秩序からの根本的な断絶が生じていることを論証している。この点で、本論文の主張は、近年の研究動向に一石を投じるものであり、今後、当該分野の研究者のあいだで新たな議論を喚起する可能性をはらんでいる。

本論文の第2部は、フランス支配下の世論の機能とその変化を分析している。ライン地域を占領したフランスは「人民の意思」を掲げて支配の正当化を図るが、こうした手法は現地の知識人のあいだに「真の世論とは何か」をめぐる議論を呼び起こした。論者は、ナポレオン体制期のライン地域では、住民の「下からの信任」を調達するさいに、世論の2つの機能が重要な意味をもったと指摘する。1つは、支配に正当性を付与するための操作的な機能であり、いま1つは支配者側が住民の状況を探るための情報源としての機能である。論者はさらに、世論の実態を知るための手がかりとして、ナポレオンの祝祭の導入と旧来の宗教的慣習への統制に対して住民がどのように反応したかを、同時代人の記録にもとづいて実証的に解明している。公共圏における世論の批判的機能に関心を寄せる近年の多くの研究とは異なり、本論文の考察は世論の操作的な機能を重視する点に特徴があり、先行研究では見過ごされていた重要な側面に光をあてることに成功している。ただし、言説化されない民衆の慣習的な行動を「世論」の現われとして読み解くことは適切といえるか、議論の余地は残るであろう。

以上のように論者が提起する概念の定義や事象の解釈のなかには論争的な性格のものも少なくないが、本論文の叙述自体は、未刊行史料を含む多様な史料の博搜とテキストの綿密な読解に裏づけられており、ナポレオンの大陸支配の性格をめぐる今後の議論の活性化に貢献することが期待される。

以上審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるも

のと認められる。なお、2009年2月19日、調査委員3名が論文内容とそれに関連する事柄について口頭試問をおこなった結果、合格と認めた。